

平成27年 6月 1日 制定

## 株式会社建築住宅センター 構造計算適合性判定業務手数料規程

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定める「株式会社建築住宅センター構造計算適合性判定業務規程」(以下「業務規程」という。)に基づき、株式会社建築住宅センターが実施する構造計算適合性判定業務に係る手数料について、必要な事項を定める。

(構造計算適合性判定の申請手数料)

第2条 業務規程第20条の規定に基づく建築物に関する構造計算適合性判定(以下単に「判定」という。)の申請に係る手数料の額は、別表1による。

2 別表1の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。

(1) 建築物を建築する場合 当該建築に係る部分の床面積

(2) 建築物を増築する場合 棟が増築され、既存の棟と一体の構造となる場合においては、増築する棟の床面積と既存の棟の床面積を合計した床面積

(手数料の収納方法)

第3条 第2条に定める手数料は、原則として現金による収納とし、銀行振り込みの方法によることができるものとする。

(附則)

この規程は、平成27年 6月 1日から施行する。

別表1 判定手数料

(消費税非課税)

	(一)	(二)	(三)
	床面積の合計	法第20条第1項第二号イ又は第三号イの構造計算が大臣認定プログラムにより適性に行われている場合	法第20条第1項第二号イの構造計算が同条第二号イに規定する方法により適性に行われている場合
(1)	1,000㎡以内のもの	110,000円	160,000円
(2)	1,000㎡を超え、 2,000㎡以内のもの	140,000円	230,000円
(3)	2,000㎡を超え、 10,000㎡以内のもの	160,000円	260,000円

## 備考

- 1 一の建築物について、上表の(一)欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の(二)欄及び(三)欄に定める額とする。
- 2 建築基準法施行令第36条の4に定める建築物の二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している部分(地上部部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合も含む)は、それぞれ別の建築物とみなす。
- 3 (二)欄は、規則第1条の3第1項第1号ロ(2)ただし書の規定に基づき提出されたファイル、磁気ディスク等に記録された情報を認定プログラムに入力することによる判定をいう。また、(三)欄は、(二)欄に掲げる以外の場合をいう。